

**『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案』に関するパブリックコメントに寄せられたご意見と国土交通省の考え方
【意見公募手続結果】**

※『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令』に対し4件(うち本件と関連のないもの1件)のご意見をいただきました。

	提出意見	提出者(非公表)	国土交通省の考え方
1	新たに住宅確保要配慮者の対象者になる接近禁止命令等は接近禁止命令等の効力が生じてから5年なのかそれとも接近禁止命令等の有効期限が切れてから5年のどちらか教えていただければ幸いです。	個人	接近禁止命令等の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者を「住宅確保要配慮者」の対象としております。
2	申立てを行った時点から住宅セーフティネット法施行規則第3条第5号に該当することになるのか、命令が発された以降でないと同号に該当しないのか。	個人	接近禁止命令等の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者を「住宅確保要配慮者」の対象としております。
3	「改正法により新たに接近禁止命令等の対象となる者」が「住宅の確保に特に配慮を要するもの」に該当すると考える理由を明らかにして意見募集を行うべき。	個人	今後の意見募集の際の参考にさせていただきます。 なお、改正法により新たに接近禁止命令等の対象となる者とは、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を指しますが、このような者であっても、生命や身体等の安全を確保する観点から居住の安定を確保する必要があることから、「住宅確保要配慮者」の対象とするものです。